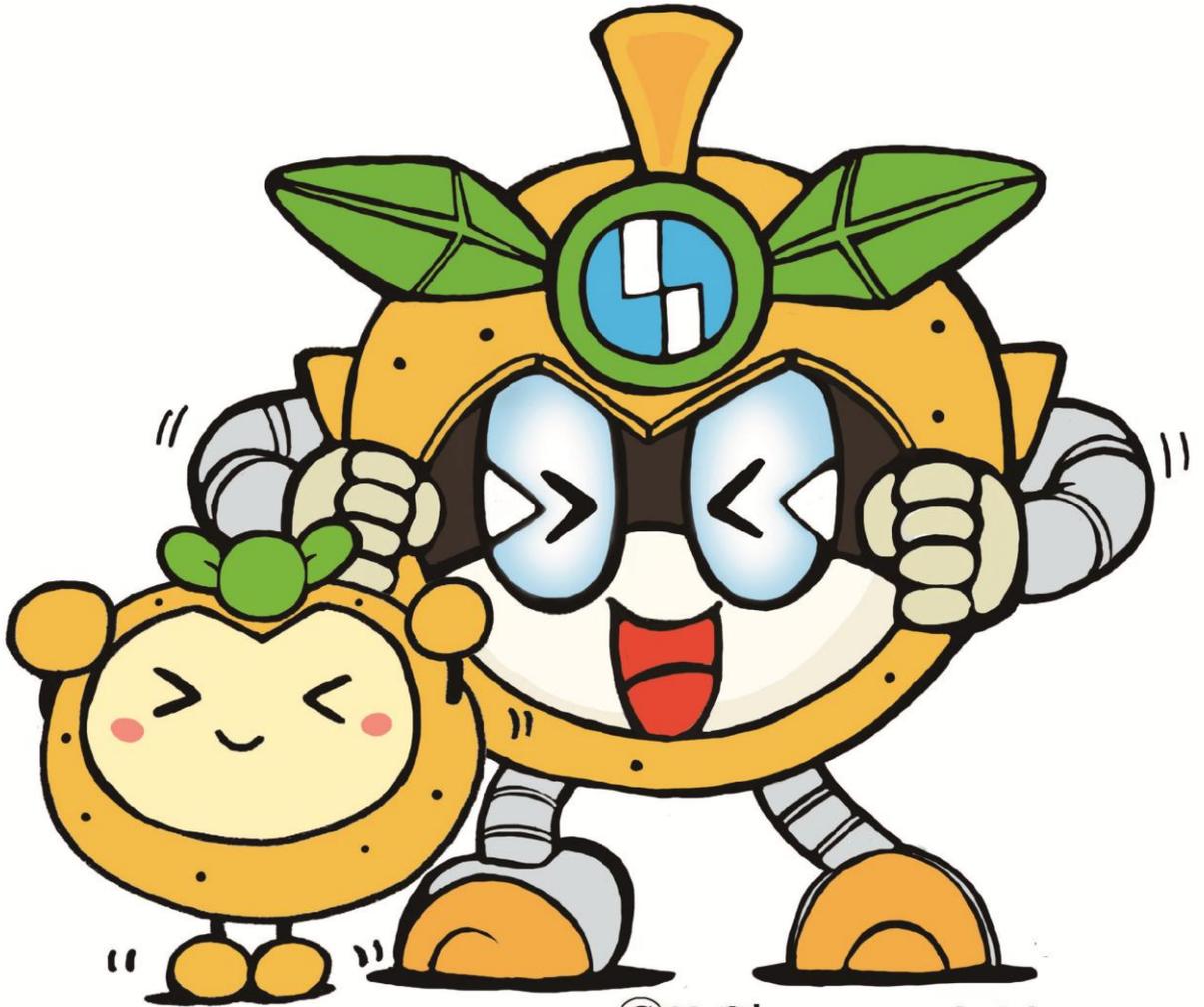


(仮称) 南山学童クラブ

運営事業者募集要項



©K.Okawara・Jet Inoue

稲城市

子ども福祉部児童青少年課

令和8年2月

目 次

1	公募の趣旨	P 3
2	対象施設・見積限度額	P 3
3	運営開始年月日及び委託期間	P 3
4	応募資格	P 4
5	事業実施方法	P 4
6	運営について	P 5-7
7	事業者として提案する事項について	P 7
8	募集要項説明会・応募方法等	P 7-9
9	選定方法について	P10
10	審査結果の公表について	P10
11	運営事業者決定までのスケジュールについて（予定）	P10
12	問合せ先及び申請書類等の提出先	P10

1 公募の趣旨

学童クラブは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、保護者が就労や疾病等の理由により、放課後に家が留守となる家庭の児童に、生活の場を提供することを目的とした施設です。

稲城市では、増加する南山地区の学童クラブ需要に対応するため、令和9年度から同地区に民設民営の学童クラブを誘致することといたしました。そこで、運営事業者を下記内容により募集いたします。

事業者の選定にあたりましては、国の「放課後児童クラブ運営指針」や市の「稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例」等に則して、常に保護者等の意見を取り入れながら、子どものことを最優先に考え、かつ質の高い安定した育成サービスを提供することのできる事業者を選定いたします。

2 公募条件

次の条件で学童クラブを運営できる事業者を公募します。

(1) 学童クラブの施設について

事業者自ら建設又は物件を賃借し、「稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準を満たす施設を確保すること。ただし、市は施設の建設又は賃借に掛かる費用を一切負担しない。

また、学童クラブの開所に必要な備品や消耗品等は、事業者の負担により準備すること。

(2) 専用区画の面積

育成室の専用区画については児童1人につき1.98㎡以上の有効面積を確保すること。

(3) 開設場所

稲城市立南山小学校から徒歩で概ね10分以内の位置とすること(ただし歩速は1分あたり60mとする)

(4) 募集施設数・入所定員

募集施設数は1か所とし、定員は40人とすること。ただし学童クラブの入所定員は、児童数推移に応じて増減する可能性があり、その場合は協議を行うこと。

(5) 運営費見積り限度額

21,101,000円 学童クラブの運営費は40人1クラスで積算すること。

ただし、運営費見積り限度額は、市の委託料及び育成料の合計とする。

なお、児童数推移に応じて定員が増減する場合、委託料の変更を行う可能性があります。

また、職員の処遇改善を行う事業者に対し、運営委託料見積り限度額とは別に委託料の上乗せを予定しています。

(6) 学童クラブの実施期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとする。委託契約は単年度契約とし、実施期間終了後契約の更新は行わない。ただし、南山地区の学童クラブの需給がひっ迫している場合、別途協議を行うものとする。

3 運営開始年月日

本事業は市の委託事業として実施することとし、委託契約に基づき令和9年4月1日より運営を開始すること。

4 応募資格

(1) 応募資格（下記を全て満たすこと。）

- ①都内で、3年以上現に学童クラブ、認可保育所、認可外保育所または幼稚園を運営する事業者。
- ②学童クラブを継続的・安定的に運営するために必要な財政基盤、運営体制並びに社会的信望を有していること。
- ③子どもの福祉や地域の実情を理解していること。

(2) 欠格事項（下記のいずれかに当てはまる場合は応募できない。）

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている法人。
- ②民事再生法（平成11年法律第225号）等により再生手続を開始している法人。
- ③稲城市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置期間中である法人。
- ④稲城市の競争入札参加資格の指名停止措置を受けている法人。
- ⑤国税又は地方税を滞納している法人。

5 事業実施方法

(1) 運営委託料

事業運営にあたっては、委託契約に基づき市が運営委託料を支出することとする。運営委託料の対象は、市が定める範囲内の人件費及び管理経費とする。施設整備費、開所に係る経費、修繕等維持管理費、施設の賃料については事業者の負担とする。

運営委託料には加配職員1人分の人件費が含まれており、追加で障害児加配を行う場合は、事前に市の承認を得、予算の範囲内で市が人件費を負担する。

運営委託料については、社会情勢を鑑みて年度ごとに検討をするものとする。なお、運営委託料見積限度額については、予算確定前であることから、委託料として約束されているものではない。また、委託料は**40人1クラスで積算**することとする。

(2) 育成料（学童クラブ）

学童クラブの育成料は、事業者が徴収し、事業者の収入とする。また、育成時間の延長に関わる育成料については、事業者が利用者と直接契約するとともに、掛かる延長育成料を徴収し、事業者の収入とする。

(3) その他

- ①各種事業における材料費などの実費は事業者の収入として徴収すること。
- ②学童クラブではおやつを提供することとする。おやつ代は保護者より徴収し事業者の収入とする。
なお、市内学童クラブのおやつ代平均は1700円程度/月となっており、同程度とすること。
- ③夏休み期間の開所日全日において、保護者の希望がある場合は昼食を提供することとし、費用は保護者より徴収し、事業者の収入とする。
また、春休み及び冬休み期間において、保護者の希望がある場合は昼食提供に努めるものとする。
なお、市内学童クラブの昼食代平均は600円程度/1食となっており、同程度のものとする。提供期間の延長など、市から要請があった場合は実施に向けた協議に応じること。
- ④各種事業における付加サービスは予め市の承諾を得て、事業者が独立採算で行うことができる。

6 運営について

学童クラブは、国の「放課後児童クラブ運営指針」や市の「稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例」等に基づき運営すること。なお、事業者は本要項で定める基準を満たした提案を行い、事業者決定後、市へ本要項で定める基準と提案を遵守する旨の「承諾書」を提出することとする。また、選定過程における質疑応答の内容についても遵守することとする。

(1) 運営全般

①法令について

業務の実施にあたっては、以下の法律・政令・厚生労働省令等及びその他関係法令を遵守し業務を遂行すること。

- ・ こども基本法
- ・ 児童福祉法
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・ 稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 放課後児童健全育成事業実施要綱
- ・ 放課後児童クラブ運営指針
- ・ 稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 稲城市学童クラブ設置条例
- ・ 稲城市学童クラブ設置条例施行規則
- ・ 学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
- ・ その他関係法令

②児童福祉の理念・公共性・公益性を持つこと。

③国の「放課後児童クラブ運営指針」や市の「稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例」等に則して運営すること。

④制度改正や社会状況等の変化により変更が生じる場合は、市と協議の上、変更すること。

⑤保護者等との信頼関係を築き、連携・協力を確保するため、コミュニケーションを図りながら保護者等の活動を推進し、意見を反映した施設運営を行うこと。

⑥安全計画を策定し、安全を確保した運営を行うこと。

⑦緊急対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、避難及び消火に関する訓練等を年2回以上実施し、事故・災害等が発生した場合には、速やかに報告すること。

⑧令和8年2月現在、子どもたちの安全を確保することを目的として、市内の子どもに係る施設全体で、稲城市子ども施設緊急時ネットワーク（災害時にも使用可能な携帯電話の貸与）を構築しており、このネットワーク事業に参加すること。

⑨インターネットなどを通じた情報発信、紙媒体での情報発信を行うこと。

⑩稲城市内で、現に学童クラブを運営している場合、本事業の開始によりその規模を下げないこと。

⑪個人情報保護を徹底すること。

⑫その他市が要望する学童クラブに関する事項については、実施に向けた協議に応じること。

(2) 職員配置

①放課後児童支援員の配置

支援の単位ごとに3人以上の放課後児童支援員を配置すること。ただし、そのうち1人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。

②常勤職員の配置

支援の単位ごとに常勤職員（放課後児童支援員資格保有者）を2名以上配置すること。なお、常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、開所している日及び時間のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。

③加配職員の配置

ケース検討会議の結果、障害児等への特別な支援が必要であると市が認めた場合は、障害児等に対し放課後児童支援員（または補助員）の加配を行うこと。（支援の単位あたり加配職員の人件費1人分は委託料に含む）なお、支援の単位あたり、加配職員が2名以上必要な場合、市と協議の上放課後児童支援員（または補助員）を追加で配置することとし、追加配置に係る人件費の負担については、市と受託者との協議の上、予算の範囲内で決定する。

④質の高い職員の確保に努め、育成環境の維持向上が図られるよう、年齢や経験年数を考慮したバランスのとれた配置を行うこと。

⑤職員の資質向上を図るため、研修等に参加し、職員の人材育成を行うこと。

⑥職員の人事異動に際しては、子どもへの影響を考え、単年度で行わないよう極力配慮すること。

(3) 事業・育成の内容

①学童クラブの年間行事や育成行事の内容については、「行事及び事業の内容例」（別紙1）、「年間指導計画例」（別紙2）、「行事例」（別紙3）と同水準以上で実施すること。

②保護者等との連携を密にし、全体的な育成計画及び個別の指導計画の下に児童を育成すること。

③「安全確保」、「健康管理」、「情緒の安定」及び「衛生管理の維持」については細心の注意を払い児童を育成すること。

④その他、市が要望する学童クラブに関する事項については、協議に応じること。

(4) 休所日・開所時間

休所日及び開所時間等については、下記を最低基準とする。なお、詳細は事業者提案として、同程度以上の代替案も認めることとする。

休所・休館日	開所・開館時間
①日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	(通常時) 学校下校時～午後7時 【午後6時～7時については延長育成時間とし、育成料とは別に延長育成料の徴収を可能とする。】
②12月29日～1月3日	(学校休業時) 午前8時～午後7時 【午前8時～8時30分、午後6時～7時については延長育成時間とし、午後6時～7時については育成料とは別に延長育成料の徴収を可能とする。】

(5) 学童クラブ入所児童の決定

①市長が育成の実施を依頼した児童の育成（障害児の育成を含む）を主たる業務として実施すること。

なお、入所の決定は市が行う。（ただし、保護者への通知等の書類配付等には協力すること。）

②緊急性を伴うもので、市長が必要と認める場合には、入所定員枠を超える育成を実施すること。

③保留児童発生時には定員の弾力化の協議に応じること。

(6) 保険

事業者は、以下と同程度の保険に加入すること。

①学童クラブ育成中を対象

種類	賠償補償保険	賠償責任保険
補償金額	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡補償保険金：500万円 ・後遺障害補償保険金：20～500万円 ・入院補償保険金：入院日数に応じ1～15万円 ・通院補償保険金：通院日数に応じ5千～6万円（但し、通院日数1日～5日は5千円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払限度額：身体賠償1人につき1億円、1事故につき10億円 ・財物賠償：1事故につき2,000万円 ・免責金額：なし
対象	主催・共催行事に参加する住民等が、急遽かつ偶然な外来の事故により、上記の状態となった場合	施設の瑕疵、施設の管理業務遂行上の過失、市の業務遂行上の過失により、住民等第三者が、上記の状態となった場合

②休校期間中の学童クラブへの登所・降所の往復途上を対象

種類	傷害保険
補償金額	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡補償保険金：1人につき100万円 ・後遺障害補償保険金：1人につき4～100円 ・入院補償保険金日額：1人につき1,500円 ・通院補償保険金日額：1人につき1,000円
対象	休校期間中に学童クラブに入所している児童が、学童クラブの往復途上に事故により身体障害を被る場合

(7) 市との連絡・連携

- ①会議への出席依頼があった場合は出席すること。
- ②必要な調査・配付等の依頼があった場合は協力すること。
- ③メールによる連絡を可能にすること。

7 事業者として提案する事項について

質の高い安定した育成サービスを提供できる事業者を選定したいため、本要項の7ページの「II事業者として提案する事項に関する書類」の育成項目について提案すること。

8 募集要項説明会・応募方法 等

(1) 運営事業者募集要項説明会

期日：令和8年2月26日（木）

時間：午前10時～午前11時

会場：稲城市役所マサビル会議室（稲城市役所北側向い ENEOS 横）

稲城市東長沼 2106-5 マサビルディング 2階 205号室

説明会に出席される場合は、2月25日（水）午後5時までにお名前と参加人数を児童青少年課（042-378-2111）へご連絡ください。1法人2名までの参加とします。

車でお越しの方は市役所駐車場をご利用ください。

(2) 応募方法

下記①及び②について、令和8年3月23日(月)午後5時までに提出すること。

①「稲城市学童クラブ運営事業者応募申請書」(別紙6)

②提案書類等を、以下のとおり作成し提出すること。

* 提出書類は A4 片面印刷とし、正本1部及び副本10部を提出すること。ただし、「I 事業者(法人)に関する書類」については両面も可とする。

* 正本及び副本はそれぞれ書類番号順に綴じ、右上部に書類番号を記載し、全体をバインダーで綴じるとともに、バインダーには応募事業者の名称を明記すること。また、「II 事業者として提案する事項に関する書類」については、電子データ (Microsoft Word 形式・Microsoft Excel 形式) でも提出 (電子メール (提出先: jidou@city.inagi.lg.jp) または CD-R 等) すること。

* 正本及び副本は、提出書類ごとに表紙を付けて各書類の名称を明記するとともに、当該表紙に「提出書類一覧」(別紙4)の書類番号を表示したインデックスを貼ること。

③持参・郵送は問わないが、未着・遅延の場合は、原因の如何を問わず市は収受しないものとする。

④提出期限経過後の提出書類の追加、又は変更は原則として受け付けないこととする。ただし、市から指示した場合はこの限りではない。

⑤提出された文書等は、返却しないこととする。

⑥提出された文書等の著作権は応募者にあるが、稲城市情報公開条例 (平成14年稲城市条例第30号)の規定に基づく情報公開の対象文書とする。

⑦市は提出された文書等について、必要に応じて無償で使用できることとする。

⑧本件の応募に関する一切の費用は、応募法人の負担とする。

(3) 応募に関する質問

応募に関する質問がある場合は、令和8年3月13日(金)までに、「応募に関する質問票」(別紙5)により、応募先までメールで電子データを送信すること。

全体にかかる質問については、他の応募事業者へも質問内容及び回答を提供することとする。

(4) 提案書類等

必要書類は、下記 I ~ II の書類とする。なお、書類の提出にあたり、個人情報となる箇所については、黒塗りの見え消し等を行うなどの配慮を行うこと。

I 事業者(法人)に関する書類

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 登記簿謄本 (写しも可: 3ヶ月以内に発行されたもの)(2) 定款 (最新のもの)(3) 納税証明書 (過去2年分: 法人税、法人事業税、固定資産税等法人に関わるもの)(4) 不動産所有・借用状況 (最新のもの)(5) 預貯金残高証明書 (最新のもの)(6) 予算書 (直近3年間分)(7) 決算書 (直近3年間分)・監査報告書(8) 会計に関する経理規定 (令和8年4月1日現在、適用されているもの)(9) 事業計画書 (直近2ヵ年分)(10) 事業報告書 (最新のもの)(11) 法人の事業経歴又は概要(12) 役員・評議員の構成名簿 |
|--|

- (13) 法人代表者の履歴書及び役員・評議員の経歴（住所、氏名、生年月日、就任年月日と主な就労先が記載されたもの）
- (14) 就業規則、非常勤就業規則

II 事業者として提案する事項に関する書類

(指定の様式とするが、別表の挿入や複数ページも可とする。)

●公募にあたり学童クラブ名は仮称であるため、提案する学童クラブ名を記載すること。

- (1) 応募にあたっての考え（様式Ⅱ - 1）
- (2) 学童クラブの運営にあたっての基本となる方針や目標（様式Ⅱ - 2）
- (3) 学童クラブの育成方針とそれに基づく年間指導計画（月案指導計画）及び育成計画（様式Ⅱ - 3）
- (4) 運営計画 学童クラブの一日の育成の流れと一年間の行事計画（様式Ⅱ - 4）
- (5) 事故発生時の対応方針、地震・火災等に備えた防災方針、安全管理方針、台風や大雪等災害時の対応、職員体制の考え方（様式Ⅱ - 5）
- (6) 健康管理や衛生管理に対する考え方（様式Ⅱ - 6）
- (7) 障害児への対応
学童クラブでの育成の実施内容、職員配置等（有資格者・障害児育成経験者の人数、経験内容等）、研修の考え方（様式Ⅱ - 7）
- (8) 学童クラブにおける、延長育成の実施内容・職員配置等の考え方（様式Ⅱ - 8）
- (9) 虐待への対応の考え方（様式Ⅱ - 9）
- (10) 保護者等との連絡・連携の考え方（様式Ⅱ - 10）
- (11) 地域との関わり方（様式Ⅱ - 11）
- (12) 苦情解決に対する考え方（様式Ⅱ - 12）
- (13) 職員配置及び勤務体制の計画等の考え方（様式Ⅱ - 13）
 - ①採用方法②資格③雇用形態④配置ローテーション体制（時間帯ごとの人数が分かる表）
 - ⑤賃金体系⑥健康管理⑦職員配置
- (14) 職員の育成に対する考え方（研修計画等）（様式Ⅱ - 14）
- (15) 学童クラブにおける、おやつや昼食提供の実施内容（提供方法・徴収方法等）（様式Ⅱ - 15）
- (16) 運営にあたって事業者独自の自主事業やその特色（様式Ⅱ - 16）
- (17) 運営に対する法人としてのバックアップ体制（様式Ⅱ - 17）
- (18) 履行すべき業務の遂行が困難となったときの履行保証に関する考え方及び具体的対策（様式Ⅱ - 18）
- (19) 設置予定の学童クラブの平面図及び稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たすことが分かる資料（面積や設備など）（様式Ⅱ - 19）
- (20) 学童クラブを設置する住所や場所が分かる資料（地図など）（様式Ⅱ - 20）
- (21) 運営委託見積書（様式Ⅱ - 21）※見積限度額内で作成

9 選定方法について

- (1) 事業者の選定は、本要項を選定基準とし、「稲城市学童クラブ運営事業者選定委員会」で事業者の候補を選定し、審議の報告を踏まえ、市長が決定する。
- (2) 評価は、提案書類の審査及び書類審査通過者のヒアリングを実施し、提案内容の総合評価とする。
- (3) ヒアリングの実施にあたっては、各法人3人以内の出席とする。

10 審査結果の公表について

決定した運営事業者については、名称等を公表することとする。また、その他の応募者については、審査結果を公表する際や稲城市情報公開条例に基づき情報公開を求められた場合に、必要な情報のみ公開する。

なお、応募者からの提出書類については、運営事業者の選定に関する業務以外の目的には使用しないこととする。

11 運営事業者決定までのスケジュールについて（予定）

令和8年2月16日	市広報及びホームページにて公募開始
2月26日	運営事業者募集要項説明会
3月13日	質問事項の〆切
3月23日	「応募申請書」及び「提案事項に関する書類」の提出期限
4月下旬	学童クラブ運営事業者選定委員会 (書類審査及び書類審査通過者のヒアリングを行い運営事業者候補を決定)
4月下旬	市長により運営事業者の決定
5月上旬	運営事業者決定通知書の送付
5月中旬	承諾書を市へ提出

12 問合せ先及び申請書類等の提出先

〒206-8601

稲城市東長沼 2111（稲城市役所 2 階）

稲城市子ども福祉部児童青少年課 児童館・学童クラブ係

TEL 042-378-2111（内線 242・243） FAX 042-378-5677

Mail jidou@city.inagi.lg.jp